平成２５年（フ）第６４９号
大阪府藤井寺市野中１丁目57番地の１
破産者　池田　　浩
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番９―622号
破産者　林　　時宗
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４９号
神戸市北区筑紫が丘７丁目12番地の19
破産者　森　　幸子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県加古川市尾上町安田147番地の11、店舗の所在地兵庫県加古川市加古川町北在家767―４北在家アパートメント104
破産者　東洋物産こと夏山秀男こと　曹　　秀男
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５７号
北九州市門司区風師３丁目12番10号
破産者　大谷　智孝
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１８号
佐賀県佐賀市神園４丁目８番１号、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字西古賀277番地１
破産者　北川設備工業こと　北川　隆司
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
佐賀県佐賀市水ヶ江４丁目２番45号
破産者　岩本　哲明
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
佐賀県佐賀市材木２丁目２番34号　一刻館ハイツ103
破産者　岩本　永子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
新潟県長岡市宮内８丁目８番５号
破産者　佐藤　　守
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
山梨県甲府市上石田４丁目９番34号　ユウキ・Ｓ204号
破産者　浅田　哲司
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
大阪府吹田市竹見台４丁目１番１―1102号
破産者　水引裕見子
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６２号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番40号イーストハイム21　103号
破産者　水引　敏夫
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２８０号
愛知県岡崎市藤川荒古２丁目８番地２　サープラスⅡマローネＡ103
破産者　松川　幸恵
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８号
大津市粟津町２番63号　ＣＳ石山ビル602
破産者　田辺　康彦
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
大阪市西区京町堀２丁目14番26号　ＲＥ―007―204、前住所兵庫県西宮市柏堂町１番８―202号
破産者　真渕　洋二
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２７号
兵庫県尼崎市大物町２丁目３番18号
破産者　澤田　隆之
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５０号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目17番２号　美和ハイム502号、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目９番３号
破産者　西薗　健一
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６０号
兵庫県西宮市田代町10番６―203号、前住所大阪市北区西天満３丁目１番25―1001号
破産者　吹留真由美
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係